

障発 0609 第 2 号  
令和 5 年 6 月 9 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
関係団体の長  
地方厚生(支)局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「指定施設における業務の範囲等について」の一部改正について

精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）第 7 条第 4 号の規定に基づく厚生労働省令で定める施設における同法第 2 条の精神保健福祉に関する相談援助業務の範囲等については、平成 23 年 8 月 5 日障発 0805 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「指定施設における業務の範囲等について」により取り扱っているところであるが、今般、本通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 5 年 6 月 9 日から適用することとしたので、御了知願いたい。